

2025年3月25日

お客さま 各位

長野県労働金庫

労金変動型住宅ローンプライムレートの見直しに伴う各種貸出金金利について

平素より<長野ろうきん>をご利用いただきありがとうございます。

さて、当金庫では、2025年4月より変動金利型融資商品の基準利率として定めている「労金変動型住宅ローンプライムレート」（以下「労プラ」）の見直しをすることといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 見直し基準日

2025年4月1日（火）

2. 見直し内容

	前回基準金利	今回基準金利	見直し幅
労金変動型住宅ローン プライムレート	年 2.70%	年 2.95%	+年 0.25%

3. 融資商品への適用

（1）対象となる融資商品

	融資商品
有担保ローン	変動金利型の住宅ローン※ リバースモーゲージローン 生き活きローン ※固定金利選択型で特約期間中の住宅ローンは対象外
無担保ローン	変動金利型の無担保ローン ※教育ローンカード型のカード利用中、カードローン等は対象外

(2) 有担保ローン（変動金利）

2025 年 3 月 31 日以前に当金庫住宅ローンをお借入れの方^{※1}

労プラの引上げに伴い、2025 年 7 月の返済日の翌日より、見直し後の利率が適用されます。今後、お借入期間中の金利が上昇傾向である場合は、見直し前の返済金額の 1.25 倍を限度に、5 年目ごとに返済金額が見直し（増額）される可能性があります。

<参考>適用金利および返済金額のルール^{※2}

見直し基準日	見直し後の金利適用日 (年 2 回)	見直し後の返済金額適用日 (5 年ごとの見直し)
4 月 1 日	同年 7 月の約定返済日の翌日 (基準日の 3 か月後)	借入利率の変更にかかわらず、10 月 1 日の見直し基準日を <u>5 回経過</u> <u>するごと</u> に見直し、直後の 2 月の返済分より変更
10 月 1 日	翌年 1 月の約定返済日の翌日 (基準日の 3 か月後)	

※1・2 2014 年 1 月 1 日以降に当金庫住宅ローンをお借入れの方に限ります。2013 年以前にお借入れの方は、お借入れ時期・お借入れ商品によって適用金利および返済金額ルールが異なりますので、詳細は最寄りの店舗までお問い合わせください。

(3) 無担保ローン（変動金利）

2025 年 3 月 31 日以前に当金庫無担保ローンをお借入れの方^{※1}

労プラの引上げに伴い、2025 年 6 月の返済日の翌日より、見直し後の利率が適用されます。今後、お借入期間中の金利が上昇傾向である場合は、見直し後の金利適用日の翌月（7 月・翌年 1 月）のご返済分から、利率見直しの都度、返済金額が見直し（増額）される可能性があります。

<参考>適用金利および返済金額のルール^{※2}

見直し基準日	見直し後の金利適用日 (年 2 回)	見直し後の返済金額適用日 (年 2 回)
4 月 1 日	同年 6 月の約定返済日の翌日 (基準日の 2 か月後)	7 月・翌年 1 月のご返済分から <u>利率見直しの都度</u> 、返済金額を変更
10 月 1 日	同年 12 月の約定返済日の翌日 (基準日の 2 か月後)	

※1・2 2014 年 1 月 1 日以降に当金庫無担保ローンをお借入れの方に限ります。2013 年以前にお借入れの方は、お借入れ時期・お借入れ商品によって適用金利および返済金額ルールが異なりますので、詳細は最寄りの店舗までお問い合わせください。

4. 適用金利変更に伴うご案内通知

ご利用中の融資の適用金利が変更となる場合は、「証書貸付(変動金利)ご返済予定表」を発行し、郵送またはWeb お知らせサービスにて通知いたします。

Web お知らせサービスは、<ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)>もしくは<ろうきんアプリ>で簡単に確認ができるため、Web お知らせサービスでの通知の受取を推奨いたします。

<「証書貸付(変動金利)ご返済予定表」の通知スケジュール>

お借入日	見直し後の金利適用日	ご返済予定表作成日
2014年1月1日以降 (住宅ローン)	7月・1月の 約定返済日翌日	7月・1月の 約定返済日翌々日
2014年1月1日以降 (無担保ローン)	6月・12月の 約定返済日翌日	6月・12月の 約定返済日翌々日
2013年12月31日以前 (住宅ローン・無担保ローン)	9月1日・3月1日の 約定返済日翌日	8月・2月の 約定返済日翌々日
・WEB お知らせサービスご利用の方は、ご返済予定表作成日に通知いたします。 ・WEB お知らせサービスご利用以外の方は、ご返済予定表作成日より4日から7日程度で当金庫へお届けのご住所へ「証書貸付(変動金利)ご返済予定表」を郵送いたします。		

5. 普通預金控除(給与控除)・給与振込(第1指定口座以外)の控除額変更手続きのお願い

ご利用中の融資の返済のため、普通預金控除や給与振込を利用して月々の返済金相当額を返済用普通預金口座へご入金いただいている方で、見直し後の返済金額が増額となった場合、普通預金控除額や給与振込指定額の変更(増額)が必要となります。

■ 詳細につきましては、最寄りの店舗までお問い合わせください。

以 上